



平成27年 6月26日

各 位

大阪市西区江戸堀1丁目9番25号
ダイダン株式会社
代表取締役社長執行役員

北野 晶平
(東証第一部 コード番号 1980)

(問合せ先)

取締役執行役員業務本部長

池田 隆之

TEL (06) 6447-8000

社外取締役及び監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第28条及び第36条の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び監査役の氏名

- ・社外取締役 吉田 宏
- ・社外取締役 松原文雄
- ・社外監査役 櫻木修一
- ・社外監査役 北村八朗
- ・監査役 安東憲二郎
- ・監査役 土川 章

2. 責任限定契約の締結日

平成27年6月26日

3. 責任限定契約締結の根拠

(1) 当社定款第28条第2項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(2) 当社定款第36条第2項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

4. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成27年4月23日付「定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役会決議によって、取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定、並びに、取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く）及び監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を定める定款変更議案を、本日開催の当社第86回定時株主総会に付議し、当該議案が原案どおり承認可決されましたので、本日上記の社外取締役及び監査役と責任限定契約を締結いたしました。

以 上